

地方創生

今年度実施している地方創生関連事業の概要を紹介します。
申請手続きなどの詳細な内容については町商工観光交流課までお問い合わせください。

長期インターンシップ 促進支援事業

町内企業のみなさまへ

町内の企業で長期のインターンシップを行う大学生等および受入企業に対して支援します。

インターンシップPR費用の助成

対象経費●長期インターンシップ実習生を募集するための活動に要する経費

助成額●対象経費の全額(上限5万円)

インターンシップ受入に要する費用の助成

助成額●受け入れ1件当たり10万円

助成要件●2年以内に卒業見込みのインターンシップ実習生を5日以上受け入れること

インターンシップ者の宿泊滞在費用の助成

対象経費●長期インターンシップのために宿泊に要する経費

助成額●町内宿泊施設利用1日当たり5,000円を上限(最大30日まで)

補助要件●2年以内に卒業見込みの方が5日以上インターンシップを行い、町内宿泊施設を5日以上利用した場合

UIターン者正規雇用支援事業

UIターン者を正規雇用した町内企業に対して支援します。※UIターン者:秋田県ふるさと定住機構Aターン希望登録者

UIターン者正規雇用企業への助成

助成額●正規雇用者一人につき 1年目:50万円、2年目:30万円、3年目:20万円

補助要件●公益財団法人秋田県ふるさと定住機構のAターン希望登録者を正規雇用すること

非正規雇用継続支援事業(出産育児型)

非正規社員の出産・育児休暇の取得と復職後の継続雇用を推進する企業に対して支援します。

非正規社員育児休業期間中の企業への助成

助成額●対象非正規社員1人当たり月額8万円(最大6カ月)

補助要件●町内事業所等に勤務する町民で雇用保険被保険者であること。子供が1歳に達した以降も引き続き雇用すること。

本社機能移転促進事業

町内に本社機能を移転する企業に対し支援します。

本社機能移転事業補助

対象経費●町内に本社機能移転する事業に要する経費(旅費、食糧費は除く)

助成額●対象経費の全額(上限100万円)

補助要件●町外から本社機能を移転し本店登記を行うこと
新たに常時雇用者を1人以上雇用すること
(本店登記後2年以内)

町内居住常時雇用補助

助成額●1人につき50万円

補助要件●新たに町内居住者を常時雇用すること
(本店登記後2年以内)

3世代同居奨励支援事業

町民のみなさまへ

子育て環境および介護環境の充実のため、新たに3世代同居を目的とした住宅取得や新築、増改築に対して支援します。

住宅の新築、増改築への助成

- 助成額** ● 町内事業者施工の場合、住宅整備費用に対して20%を助成(上限200万円)
● 町外事業者施工の場合、住宅整備費用に対して15%を助成(上限150万円)
- 補助要件** ● 3世代同居する孫世代の年齢が18歳以下または出生見込みで母子手帳の交付を受けている世帯
● 平成27年4月1日以降に住民票の異動を伴う3世代同居を開始した世帯
● 100万円以上の住宅整備費用が対象

空き家活用型定住住宅・オフィス支援事業

町内の空き家を活用し、定住のための住宅または事業所等のオフィスとして活用する方に対して支援します。

- 補助要件** ● 美郷町空き家バンク登録物件で1戸建ての空き家に限る(集合住宅は除く)賃借料の補助については賃貸借契約期間が4年以上の場合に限ります。
購入・改修・賃借料補助は合わせて上限180万円(改修について町内事業者施工の場合は上限200万円)

空き家購入費の助成

- 対象経費** ● 空き家および空き家に付随する土地の購入に要する経費
- 助成額** ● 費用の1/2(上限180万円)

居住前クリーニング費用の補助

- 対象経費** ● 居住またはオフィスとして活用する空き家のクリーニングに要する経費
- 助成額** ● 費用の全額(上限20万円)

空き家診断費の補助

- 対象経費** ● 居住またはオフィスとして活用する空き家の耐震診断等に要する経費
- 助成額** ● 費用の全額(上限20万円)

空き家改修費の助成

- 対象経費** ● 空き家の改修に要する経費(購入または賃借してから1年以内に着手したもの)
- 助成額** ● 費用の1/2(上限180万円、町内事業者施工の場合は200万円)
※30万円以上の施工を対象とします。

空き家賃借料の助成

- 対象経費** ● 空き家の賃借に要する経費(最長4年間)
- 助成額** ● 1~2年目:賃借料の1/2(上限5万円/月)
● 3~4年目:賃借料の1/4(上限2.5万円/月)

起業家等総合支援事業

町内で新たに起業する事業者に対して支援します。

事業所開設支援事業補助

- 対象経費** ● 事務所等の新築、増改築または購入等に要する経費
- 補助額** ● 対象経費の1/2以内(上限180万円、町内事業者施工の場合は200万円)
- 補助要件** ● 町内で新たに起業・創業する事業者で30万円以上の新增改築、設備費用が対象

経営支援事業補助

- 対象経費** ● 人件費および研修等に要する経費
- 補助額** ● 対象経費の全額
(常時雇用者1人につき上限12万円)
- 補助要件** ● 雇用後1年以内に研修等を実施すること

雇用促進事業補助

- 補助額** ● 1人につき18万円
- 補助要件** ● 新たに町内居住者を常時雇用すること
(起業後3年以内)

新規事業展開時の事業用借入金への利子補給

- 助成額** ● 利子補給率は貸付利率の2%以内で2年間補給
(補給上限60万円/年)
- 補助要件** ● 秋田県新事業展開資金融資制度の融資を受けた方

申・問 ● 町商工観光交流課 ☎0187(84)4909